



BAY HILLS

ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX : 045-450-6706



平成 30 年 9 月号

【今月の一言】

夏の暑さも和らぎ、秋の匂いが感じられる気持ち良い風が感じられるようになりました。今年の夏は本当に厳しかったですね。早く去ってほしいと願っていた夏も、終わりが見えると少し寂しいものです。

暑さを言い訳に無かったことにしていた筋トレを、過ごしやすくなった秋空のもと再開してみようかと思ってみたり、みななかったり…。

私の重い腰を上げるにはもう少しだけ時間がかかりそうです。

それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

ハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出状況

厚生労働省は、平成 29 年度のハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出等の件数を取りまとめました。

◆申出件数・申出内容・申出要因

平成 29 年度の申出等の件数は 8,507 件（全国計。対前年度比 8.5%減）で、申出等の内容では、「賃金に関すること」が 27%と最も多く、次いで「就業時間に関すること」21%、「職種・仕事の内容に関すること」15%、「選考方法・応募書類に関すること」11%、「休日に関すること」10%、「雇用形態に関すること」8%、「社会保険・労働保険に関すること」6%と続いています。

申出要因としては、「求人票の内容が実際と異なる」（3,362 件）が最も多く、次いで「求人者の説明不足」（2,070 件）、「言い分が異なる等により要因を特定できないもの」（778 件）、「求職者の誤解」（480 件）、「ハローワークの説明不足」（111 件）と続いています。

◆「求人票の内容が実際と異なる」ものの対応

上記「求人票の内容が実際と異なる」ものの対応として、「職業紹介の一時保留」（8%）、「求人取消し（安定所取消し）」（4%）、「求人取消し（事業所取消し）」（8%）、「求人票の内容を変更」（23%）、「求人票に合わせ労働条件等を変更」（6%）、「その他」（求人票が無効等）（52%）となっています。

ハローワークでは、こうした求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に関する相談を最寄りのハローワークのほか、電話（「ハローワーク求人ホットライン（求職者・就業者専用）」）で受け付けています。相談を受けると、求人票を受理したハローワークと連携して、迅速に事実確認を行うほか、法違反のおそれなどがある場合には、当該求人の職業紹介の一時保留や求人の取消しを実施しています。

会社が労働者の募集を行う際には、労働条件の明示が必要なタイミングや最低限明示しなければならない労働条件、労働条件明示に当たって遵守すべき事項、変更明示の方法等が職業安定法に定められていますので、留意してください。

最低賃金が3年連続で3%増加へ

◆政策通りの引上げに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年（平成 30 年）度の地域別最低賃金改定の目安を公表しました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は 26 円（昨年度 25 円）、改定額の全国加重平均額は目安通りに上がれば 874 円（同 848 円）となります。また、引上げ率は 3.1%で、3年連続3%以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

◆地域別最低賃金の目安額

各都道府県に適用される目安のランクは以下の通りです（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県を A B C D の 4 ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

【A ランク（+27 円）】

埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪

【B ランク（+26 円）】

茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島

【C ランク（+25 円）】

北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡

【D ランク（+23 円）】

青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

現在、各地方最低賃金審議会で上記の目安を参考に調査審議が行われており、その答申を経て、各都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定し、10 月から適用になります（発効日は都道府県によって異なります）。

◆地域間格差の拡大も……

政府は、最低賃金を毎年 3%程度引き上げ、全国加重平均額を 1,000 円にする目標を掲げています。最低賃金が高い東京都（985 円）と神奈川県（983 円）は、1,000 円に近づいている一方、19 県では 700 円台であることから、地域間格差の拡大も指摘されています。

【厚生労働省資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html

9月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

10月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出
（雇用保険の被保険者でない場合）
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [職安]

